

令和5年（2023年）6月19日

枚方市議会議長
藤田幸久様

総務常任委員会
委員長 門川紘幸

総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、令和5年6月19日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第19号	枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について	原案可決とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 観るスポーツに対する本市の考えについて
- ・ スポーツ施設利用における営利目的の判断基準及び範囲について
- ・ スポーツ施設の休所日変更理由及び使用許可基準の見直し理由について
- ・ スポーツ施設の営利目的利用及び市民利用に係る優先順位について
- ・ スポーツ施設の営利目的利用に伴う非営利目的のスポーツイベントに対する影響について
- ・ スポーツ施設使用につき特に収益が見込まれる場合における利用料金の設定について
- ・ スポーツ施設の営利目的利用における年間利用回数及び許可に係る要綱作成について
- ・ 入場料が発生するスポーツイベントの参加者の反響について
- ・ 陸上競技場の営利目的利用に係る許可及び当該許可に関する市の決定関与について

2. 討論要旨

[堤 幸子委員]

議案第19号 枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について、反対の立場で討論します。

本条例改正は、休所日の変更を行うとともに、使用の許可の基準を見直し、指定管理者が適当と認めた場合は、営利目的を認めることとされ、また、特に収益が見込まれる場合における利用料金を定めるためとされています。

公共のスポーツ施設は、地域の誰もが気軽に安価で使用できる施設で、税金を使って建設され運営されているものです。民間事業者がビジネスをするために造られたものではありません。だからこそ、営利目的の利用は制限されてきました。今回の条例改正では、規制緩和を行い民間事業者が営利目的でも利用できることで、公の施設を利用したスポーツビジネスで経済活動をしていくことにつながり賛成できません。

以下、反対の理由を述べます。

第1に、営利目的とそうでない場合の線引きについては、入場料を徴収するかどうか、また、収益が発生するかどうかを基本に線引きを行うとのことでした。

営利目的の場合、入場料は他のスポーツイベントと比較しながら社会通念上妥当な金額であること、当該年度内の単独でのイベントとすることなど、事前に市と指

定管理者が協議を行った上で指定管理者が適当であるかどうか判断をするということです。結果的に最終判断が指定管理者となるわけで、枚方市の責任が曖昧になると言わざるを得ません。

第2に、施設の利用については、市民の利用を最優先にするべきです。市民利用を考慮しつつ、観るスポーツの質の向上とのバランスを図りながら、市民利用にできる限り影響のないような運営を目指すという答弁でしたが、イベントでの利用が考えられるアリーナは、市民利用も高い施設です。結局、市民の利用に制限がかかり、気軽に利用できる施設ではなくなってしまいます。

第3に、利用料金について、収益が上がるイベントを行えば、結果として、指定管理者が利用料金を引き上げられることになるため、利益を得るために営利目的のイベントなどが広がることが考えられます。

現在、管理運営を行っている指定管理者の収支状況を見ると、コロナで事業の開催回数も減り、総合スポーツセンター以外は赤字が計上されています。

今回、3つのスポーツ施設を一緒に指定管理者に委ねていくとの報告もありました。指定管理者にとっては管理しやすく、条例で営利目的での利用が可能となるように規制緩和を行えば、さらに収益も見込めるということだと思います。これでは、住民の福祉の向上や住民の利用に供するといった公共スポーツ施設本来の目的が失われてしまうのではないのでしょうか。

誰もが、無料や低料金で利用できる住民本位の管理運営を行うべきと申し上げ、討論とします。

[奥野美佳委員]

本委員会に付託された、議案第19号 枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正についての採決に当たり、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの指定管理者更新を行うに当たり、次期指定管理期間である令和6年4月1日から、市民サービスの一層の向上を目的として、休所日及び使用の許可の基準を見直すとともに、市民の観るスポーツを支えるなどの観点から、特に収益が見込まれる場合における利用料金の設定を行うため、関連する条例の一部を改正するものとすることです。

検討すべきポイントに関する意見を順次述べます。

まず、休所日等の見直しによって月1回の休所日とすることについては、施設の維持管理など運営に関して、既に伊加賀スポーツセンターにおいて検証された実績がありますし、事前のサウンディング調査の中でも事業者の参加の意向に影響がないことも確認されております。現行の各スポーツ施設の利用率を鑑みても、開所日を拡大することは、利用者ニーズを受け止めるものであると考えます。

次に、使用の許可の基準の見直しとして営利利用の制限を緩和することについてですが、さまざまなプロスポーツを観る機会の充実やトップアスリートと触れ合える事業に取り組むこと等による観るスポーツの推進についても、するスポーツに加えて、誰もが生涯にわたりスポーツを親しむ社会をつくることにつながるものであり、そのための環境を整えるものであるとされました。

ただ、今回対象となる3施設は、公のスポーツ施設として、基本的には市民など一般団体等に供される施設として整備されたものであります。本市では、スポーツ推進計画に定める「だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康を増進し、人と人との交流を深めることを支える」を基本理念として、長年にわたり、スポーツを通じた豊かな人間関係やコミュニティーの形成の視点の下、総合型地域スポーツクラブやスポーツ教室、各種イベントなど、スポーツ振興のためのさまざまな施策をスポーツ協会とともに展開してきました。こうした市のさまざまな取組により、するスポーツが定着し、市民など一般団体によるスポーツ施設の利用率は非常に高い状況となっているわけです。

ただ、今後、本市がスポーツ振興を進めていく上で、プロスポーツとの交流促進にもつながる観るスポーツの環境を整えることは、するスポーツへとつながり、スポーツ推進計画に掲げる基本理念の実現やスポーツ実施率を引き上げる上で非常に大きな意味を持つものであることは理解できます。そのために、今回、枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正も必要であると考えます。

一方、引き続き、するスポーツの利用とのバランスを取ることが重要であることから、営利利用の制限緩和の具体化に当たっては、対象とする営利性を伴うスポーツの範囲や価格、市民など一般団体利用を制限することになる回数などの基準について、慎重に進める必要があると考えます。営利利用の許可については、必ず指定管理者との事前協議を行うなど、市として決定関与していくことが必要だと意見しておきます。

こうしたことを踏まえ、市は、指定管理者制度の目的である、行政サービスの質の向上と、より効率的、効果的な管理運営を実現するよう申し添えて、本議案の賛成討論といたします。